

令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会

第 4 回沖縄県最低賃金専門部会

日 時 令和 8 年 8 月 3 日（月） 14:00～
場 所 那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館
共用大会議室（2 階）

議 事 次 第

- 1 改正額の提示
労働者側及び使用者側
- 2 改正額の調整
労働者側及び使用者側
- 3 その他

令和 8 年度沖縄地方最低賃金審議会
第 4 回沖縄県最低賃金専門部会資料一覧

- | | | |
|---|--------------------------|---------|
| 1 | 改正額の提示
・労働者側 | P1～P8 |
| 2 | 改正額の提示
・使用者側 | P9～P12 |
| 3 | 各種統計資料における都道府県別資料の有無について | P13～P18 |

沖縄地方最低賃金審議会第4回専門部会

2026年8月3日

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
部会長 上江洲 純子 様

沖縄地方最低賃金審議会
沖縄県最低賃金専門部会
労働者側委員

令和8年度 沖縄県最低賃金 労働者側の額の提示について
時間額 現行1,023円を84円引上げ、「1,107円」とする

温暖な気候や美しい海、独自の芸能・食文化を有する沖縄は、国内有数の観光地として発展を続けている。今年11月には首里城正殿の一般公開も予定されており、今後もさらなる発展が期待される。

一方で、沖縄には地理的・歴史的特性に起因する固有の課題が残されている。復帰以降、沖縄振興（開発）計画により社会資本整備や経済発展が進み、近年も「骨太の方針」においてGW2050の実現に向けた取組が示されるなど持続的発展への動きは加速している。しかし、本土との経済格差は依然として大きく、県民所得は全国最低水準にあるほか、子どもの貧困や非正規雇用の割合などの課題も深刻である。こうした課題の解決に向け、最低賃金近傍で働く労働者の割合が高い沖縄においては、最低賃金制度の果たす役割は極めて重要である。

政府は、「賃上げこそが成長戦略の要」と位置付け、2029年度までの5年間で実質賃金を年1%程度上昇させることを社会通念（ノルム）として定着させるとともに、賃上げを起点とした成長型経済の好循環の実現を目指している。また、最低賃金については、全国平均1,500円という目標の達成に向け、遅くとも2030年代前半のできる限り早期の達成を目指す方針を掲げている。一方で、前政権が掲げた「2020年代に全国平均1,500円」との目標から達成時期が後ろ倒しとなったことから、賃上げ機運が停滞することのないよう、政府には引き続き強い姿勢で賃上げ政策を推進することが求められる。

こうした政府方針と沖縄県の実情を踏まえ、労働者側委員は、中央最低賃金審議会で示された公益見解や引上げ額の目安に加え、県内の物価動向、実質賃金、春季生活闘争の結果、地域間格差、貧困問題、雇用情勢、募集賃金、参考人意見、さらには諸外国の賃金水準などを総合的に勘案した結果、沖縄県最低賃金の継続的な引上げを求める立場から、本件に対する考え方を以下の通り示す。

1. あるべき最低賃金水準への到達に向けて

地域別最低賃金は、昨年度の改定によりようやく全都道府県で時間額 1,000 円を超えた。しかし、それは最低賃金引上げのゴールではなく、働く者が最低限の生活を送るためのスタートラインに立ったに過ぎない。最低賃金法の趣旨に照らせば、引き続き、生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準の実現を目指していくことが重要である。

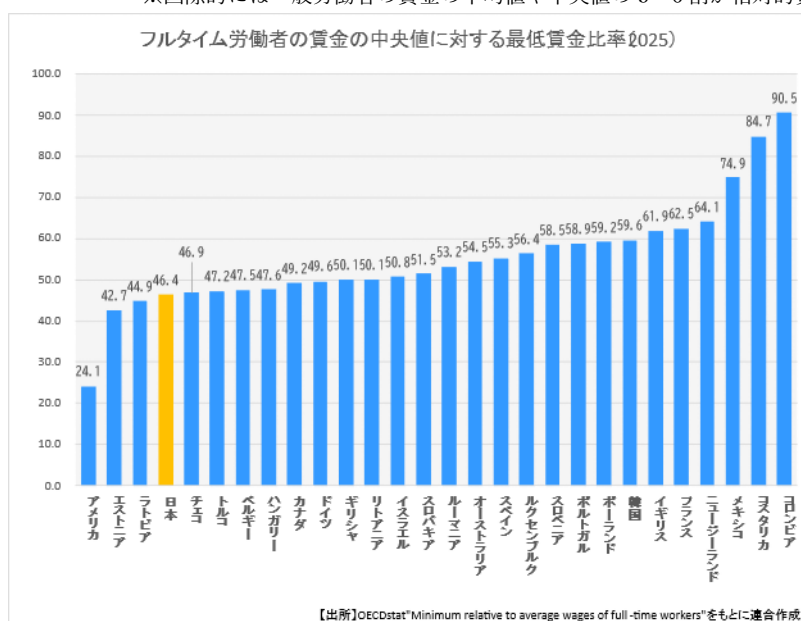
加えて、政府は全国加重平均 1,500 円という目標を掲げているが、その達成時期が 2030 年代前半へと後ろ倒しされたことは懸念されるところであり、可能な限り早期にその水準へ到達することが重要である。

そのためには、**連合リビングウェイジ**、一般労働者の賃金中央値に対する比率（60% 以上）、相対的貧困ライン、求人募集賃金や高卒初任給との均衡など、様々な指標を踏まえ、あるべき最低賃金水準の実現に向けた議論を進めていく必要がある。

その上で、最低賃金の水準は政府目標のみを唯一の指標とするのではなく、沖縄の実情や最低賃金制度の本来の役割を踏まえ、様々な指標を総合的に勘案しながら審議を行うべきであると考ええる。

今回の 84 円の引上げは、以上の考え方にに基づき、連合が示す沖縄県のリビングウェイジ「1,190 円」を一つの到達目標とし、今後 2 年間でその水準への到達を目指す道筋を示すものとして、現行額との差額を踏まえて算出したものである。

※国際的には一般労働者の賃金の平均値や中央値の 5～6 割が相対的貧困ラインとされている。



2.最低賃金の「誰もが生活できる水準への引上げ」について

現在の沖縄県の最低賃金時間額 1,023 円は、月 173.8 時間（173.8＝法定労働時間、週 40 時間を月平均で換算）で働いた場合でも、月額 17 万 7 千円程度、年収換算でも 210 万円程度にとどまる。これは、ワーキングプアの目安とされる年収 200 万円に近い水準であり、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営むには依然として十分とは言えない。

また、全国加重平均 1,121 円で、1 日 8 時間・月 20 日という一般的な勤務形態で働いた場合でも、年収は 215 万円程度にとどまり、安心して生活できる水準とは言い難い。一方、先進国（英・独・仏等）の最低賃金は日本の 2 倍前後、豪州では 2 倍を超える水準とされており、国際的に見ても日本の最低賃金はなお低位にある。沖縄県においても、労働者の生活の安定と県内経済の好循環を実現するため、最低賃金の継続的かつ着実な引上げが必要である。

【現在の沖縄県、1,023 円の水準について：×173.8 時間＝177,797 円】

- (1) 現行最低賃金をフルタイム（173.8 時間）で働いた場合の月額賃金は、総務省調査の 2025 年単身世帯（勤労者：～34 歳）消費支出月額 191,500 円を下回っている（前年 176,281 円）※参考：2025 年単身世帯、九州・沖縄（全年齢）173,600 円
- (2) OECD 基準（等価可処分所得の中央値の 50%未満）による日本の相対的貧困線は年間 127 万円であり、これを下回る世帯は相対的貧困状態にあるとされる。OECD 諸国のなかにおいて日本の貧困率は高く、相対的貧困の状態に陥ると、社会で多くの人々が享受している「標準的な生活」を送ることが困難となる。なお、相対的貧困線は税・社会保険料等を差し引いた等価可処分所得を基準としており、現行最低賃金による年収と単純に比較することはできないが、最低賃金近傍で働く労働者の生活が厳しい状況にあることに変わりはない。

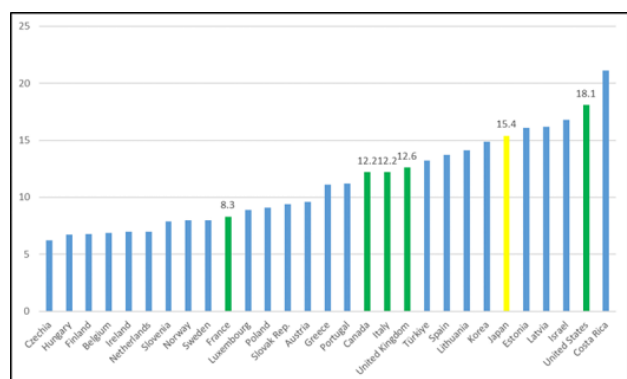


図. OECD諸国における貧困率（全年齢）
出所：OECDdata（2025/10/27現在）

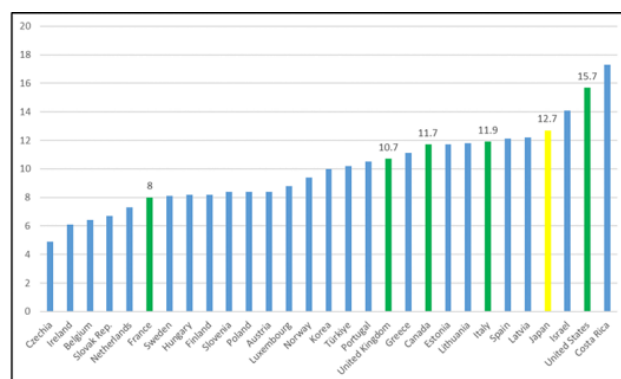


図. OECD諸国における貧困率（18-65歳）
出所：OECDdata（2025/10/27現在）

- (3) 生活保護水準を上回っているものの、生活保護には、教育・医療・介護・出産・生業・生活・葬祭の扶助があることや、世帯構成（扶養人数）によって支給額が増額されることを踏まえれば、最低賃金のみで生活を支える水準とは言い難い。
- (4) 沖縄県における短時間労働者の1時間あたり所定内給与額（男女・産業計）1,263円（全国1,518円）は、全国のみならず九州の地賃Cランク各県と比較しても低い水準に位置している（令和7年賃金構造基本統計調査）
- (5) 一方、沖縄県のパートタイム労働者1求人票あたりの募集賃金の平均額は「1,274円」、下限額は「1,208円」となり、いずれも九州地区内では福岡に次ぐ高い水準にある。（厚労省：職業安定業務統計 2026年5月の値 ※第1回専門部会参考資料）

(6)「**連合リビングウェイジ 2025 改訂版について**」

労働者が最低限度の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に算出した結果、沖縄県で必要な単身者の最低生計費は「1,190円/時間額」、更に自動車保有の場合は「1,510円/時間額」と算出されている。沖縄で暮らすには、地賃Bランク上位（政令指定都市を含む）と同等の賃金水準が必要である。（参考1添付資料：連合リビングウェイジ参照）

以上の数値、状況と比較しても現行の最低賃金（1,023円/時間額）は、健康で文化的な最低限度の生活ができる水準とは言い難い。

3.最低賃金引上げの必要性について

- (1) 地域間の賃金格差は、人材流出や人口・経済機能の一極集中を招く要因の一つとなっており、その是正に向けて地域間の最低賃金額差を着実に縮小していくことが重要である。昨年度は、沖縄県を含む地賃B・Cランクの多くの県で、中央最低賃金審議会の目安を上回る引上げが行われた。これは、人材確保・定着に対する地方の強い危機感の表れであり、地域間格差の是正を求める切実な声でもある。今年度の審議においても、沖縄県を含む地賃Cランク地域の最低賃金を積極的に引き上げ、全国との額差縮小を図ることは、日本全体の賃金水準の底上げと地方の持続的な発展のために必要不可欠である。
- (2) 沖縄県では、子どもの貧困率やワーキングプア率が全国と比べて高い水準にある。県民所得が低い一方で、島嶼地域であることなどを背景に生活コストは高く、所得水

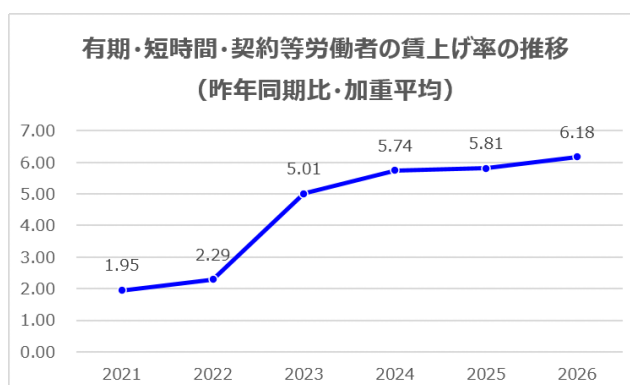
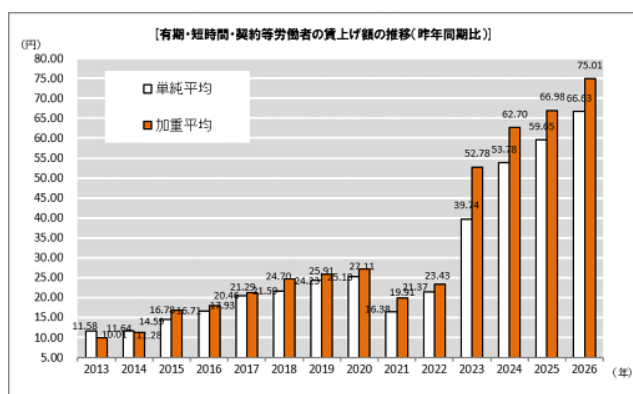
準に見合わない家計負担が、貧困の固定化や世代間連鎖を招く一因となっている。こうした貧困の連鎖を断ち切るためにも、最低賃金の継続的かつ着実な引上げが必要である。

- (3) 近年の物価高騰により、多くの労働者の生活は依然として厳しい状況にある。特に、食料や光熱・水道など基礎的支出項目の価格上昇は、最低賃金近傍で働く労働者の家計を大きく圧迫している。消費者物価の上昇率は鈍化しているものの、物価そのものが下がったわけではなく、高止まりした生活費の負担は続いている。さらに、沖縄県は消費者物価地域差指数が全国でも高い水準にあるうえ、住宅費用、エンゲル係数も高く、所得水準に比して生活コストの負担が大きい地域である。

加えて、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格や輸送・原材料コストの上昇が、今後、消費者物価へ波及する可能性もある。こうした物価上昇リスクや、「物価は高く、所得は低い」という沖縄特有の事情を踏まえれば、中央最低賃金審議会で示される目安を十分参酌しつつ、沖縄県の実情に即した積極的な最低賃金の引上げが必要である。

(4) 「春季生活闘争の結果について」

2026 春季生活闘争において、労働組合は「人への投資」を起点とした経済の好循環と未来につながる賃上げの実現を求め、中小企業を含めて経営側も総じてこれに応えた結果、賃上げ率は3年連続で5%を超える5.01%（加重平均、定期昇給相当込み賃上げ計16,400円）となった。また、有期・短時間・契約等労働者についても、加重平均75.01円（6.18%）と高い水準の賃上げが実現している。



これらの成果は、労使が真摯な交渉を積み重ねた結果であり、この賃上げの流れを組織労働者のみならず、未組織労働者を含めたすべての働く者へ波及させることが重要である。そのためには、令和8年度沖縄県最低賃金について十分な引上げを行うとともに、その効果を一日でも早く県内全域に行き渡らせるため、発効日は10月上旬を目標に可能な限り早期とすべきである。

- (5) 中・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については、労使共通の認識である。「人への投資」を起点とした経済の好循環を実現するためには、生産性向上への取組や労務費を含めた適切な価格転嫁を一層推進するとともに、賃上げの原資確保につながる各種支援策の充実を図る必要がある。

また、公契約については、最低賃金改定時に契約金額を適切に見直す仕組みを構築・運用するとともに、こうした環境整備に向け、労使が一体となって関係機関等へ働きかけを行うことが重要である。また、私たち一人ひとりも消費者として、適正な価格転嫁に対する理解を深め、物価の安定的な上昇とそれを上回る賃上げの実現を社会全体で支えていくことが重要である。

こうした環境整備を着実に進めることで、中・小規模事業者が賃上げできる環境が整い、賃上げの裾野が広がるとともに、県内経済の内需拡大や企業の「稼ぐ力」の向上を後押しし、沖縄の持続的な発展につながることを期待される。

4.参考人意見聴取「子どもの貧困」について

参考人意見聴取では、各参考人から、それぞれの立場に応じた意見が述べられました。生計費や発効日をはじめ、働く人の生活を支えることの重要性や、持続的な賃上げに向けた環境整備の必要性については、私たち労働者側委員と共通する認識も示されました。

その中で、沖縄県労働者福祉基金協会からは、沖縄県における子どもの貧困の背景には、親世代の低賃金や非正規雇用の多さ、不安定な就労環境など、「働いていても生活が厳しい」という現実があるとの意見が示されました。また、子どもの貧困対策には、親がフルタイムで働けば安心して生活できる賃金水準を確保することが重要であり、最低賃金の引上げは、貧困の連鎖を断ち切るための重要な施策の一つであるとの考えが示されました。あわせて、事情により十分に働くことが困難な人々に対しては、公助・共助・扶助による重層的な支援を充実させる必要性についても意見が述べられました。

一方、使用者側参考人からは、最低賃金の引上げに伴う人件費負担の増加や価格転嫁の課題など、事業活動への影響について意見が述べられたものの、最低賃金の引上げそのものを否定するものではなく、働く人の処遇改善の必要性については一定の理解が示されました。

これらの意見を踏まえれば、最低賃金近傍で働く労働者の生活を支え、貧困の連鎖を断ち切るためにも、最低賃金を継続的かつ着実に引き上げていくことが重要であると考えます。

5. 事業場視察結果について

今回視察した3事業場では、業種や経営環境は異なるものの、人材確保・定着の観点から賃上げに取り組む企業努力が共通して確認された。実際に、最低賃金の引上げを契機として全従業員の賃金を引き上げた結果、離職率の低下や採用面で一定の効果がみられた事例や、継続的な賃上げを通じて人材確保に努めている事例が報告された。

一方で、原材料価格や物流コストの上昇に加え、人件費の増加を十分に価格へ転嫁できないことや、民間契約では契約期間中の価格改定が難しいことなど、中小・小規模事業者が継続的な賃上げを行う上での課題も共通して示された。また、設備投資や業務改善助成金等を活用した生産性向上への取組も見られたものの、制度の活用要件や自己負担などが課題となる事例も確認された。

しかしながら、多くの事業場では、最低賃金の引上げそのものに反対する意見ではなく、適正な価格転嫁の推進や公契約・民間契約を含めた取引環境の改善、各種支援策の充実など、継続的な賃上げを可能とする環境整備の必要性が共通して指摘された。

こうした現場の実態を踏まえれば、最低賃金の継続的かつ着実な引上げとあわせて、価格転嫁の促進や中小・小規模事業者への支援を一体的に進めることが重要である。

6. まとめ：重要性を増す法定最低賃金【地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金】

企業規模間、雇用形態間、男女間、地域間など、様々な格差が広がる現代社会において、法定最低賃金は、最低賃金近傍で働く労働者や集団的労使関係を持たない労働者の労働条件の改善に直結する重要なセーフティネットであり、その役割はますます高まっている。

雇用形態の違い、障がいの有無、国籍等を理由に労働者を低賃金で雇用することは許されない。どこで働いていても、どのような就労形態であっても、賃金は少なくとも健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準へ引き上げていくべきである。

沖縄県は、依然として全国最低水準の所得構造にあり、賃金格差は単なる経済的な問題にとどまらず、個人の尊厳や教育・就労など人生の様々な機会に影響を及ぼす人権問題でもある。社会の不安定化に歯止めをかけ、「働くことを軸とする安心社会」と「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」を実現するためにも、沖縄県最低賃金の継続的かつ着実な引上げについてご理解をお願いします。

以上

2025都道府県別リビングウェイジ(LW)と2025地域別最低賃金との比較

2025/9/16

		2025LW			2025LW(自動車保有の場合)			⑤2025 地域別 最低賃金	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		②/164h(円)	(円)	⑤/①	④/164h(円)	(円)	⑤/③		さいたま市=100	
		(円)			(円)					
地賃A	東 京	1,370	225,000	89.5	1,700	278,000	72.1	1,226	101.0	127.8
	神 奈 川	1,300	213,000	94.2	1,630	267,000	75.2	1,225	101.5	104.5
	大 阪	1,220	200,000	96.5	1,540	252,000	76.4	1,177	98.1	88.6
	埼 玉	1,240	203,000	92.0	1,550	255,000	73.6	1,141	98.8	91.7
	愛 知	1,190	195,000	95.8	1,510	247,000	75.5	1,140	97.3	82.5
	千 葉	1,240	204,000	91.9	1,560	256,000	73.1	1,140	99.7	91.1
地賃B	京 都	1,230	201,000	91.2	1,550	254,000	72.4	1,122	99.8	86.4
	兵 庫	1,210	199,000	92.2	1,520	250,000	73.4	1,116	98.0	86.6
	静 岡	1,180	193,000	93.0	1,490	244,000	73.6	1,097	97.5	77.0
	三 重	1,160	191,000	93.7	1,480	243,000	73.4	1,087	98.0	72.2
	広 島	1,180	194,000	91.9	1,490	245,000	72.8	1,085	98.0	77.0
	滋 賀	1,180	193,000	91.5	1,490	245,000	72.5	1,080	97.7	76.9
	北 海 道	1,190	195,000	90.3	1,510	248,000	71.2	1,075	101.8	67.8
	茨 城	1,150	189,000	93.4	1,460	240,000	73.6	1,074	96.8	71.1
	栃 木	1,150	188,000	92.9	1,460	239,000	73.2	1,068	96.8	70.3
	岐 阜	1,140	187,000	93.4	1,450	238,000	73.4	1,065	96.4	69.4
	富 山	1,150	189,000	92.3	1,470	241,000	72.2	1,062	97.8	69.1
	長 野	1,150	188,000	92.3	1,460	240,000	72.7	1,061	97.2	69.8
	福 岡	1,180	193,000	89.6	1,490	244,000	70.9	1,057	97.7	75.9
	山 梨	1,150	188,000	91.5	1,460	239,000	72.1	1,052	97.2	68.4
	奈 良	1,180	194,000	89.1	1,490	245,000	70.5	1,051	97.4	79.5
	群 馬	1,130	185,000	94.1	1,430	235,000	74.3	1,063	95.7	67.3
	新 潟	1,150	188,000	91.3	1,460	240,000	71.9	1,050	97.1	69.9
	石 川	1,160	191,000	90.9	1,480	243,000	71.2	1,054	98.9	69.6
	福 井	1,160	191,000	90.8	1,480	243,000	71.1	1,053	98.5	71.1
	岡 山	1,160	190,000	90.3	1,470	241,000	71.2	1,047	97.1	72.7
	和 歌 山	1,130	186,000	92.5	1,450	238,000	72.1	1,045	97.7	64.4
	徳 島	1,150	189,000	91.0	1,470	241,000	71.2	1,046	98.6	66.4
	山 口	1,150	188,000	90.7	1,470	241,000	71.0	1,043	99.3	63.7
	宮 城	1,200	196,000	86.5	1,510	248,000	68.7	1,038	99.6	76.5
	香 川	1,150	189,000	90.1	1,470	241,000	70.5	1,036	98.2	68.3
	島 根	1,150	189,000	89.8	1,470	241,000	70.3	1,033	99.3	64.3
	愛 媛	1,140	187,000	90.6	1,460	239,000	70.8	1,033	98.2	63.8
	福 島	1,150	188,000	89.8	1,460	240,000	70.8	1,033	98.2	66.2
地賃C	鳥 取	1,150	188,000	89.6	1,460	240,000	70.5	1,030	98.5	65.4
	佐 賀	1,140	187,000	90.4	1,460	239,000	70.5	1,030	97.5	67.0
	山 形	1,180	193,000	87.5	1,500	246,000	68.8	1,032	100.7	68.4
	大 分	1,130	185,000	91.6	1,450	237,000	71.4	1,035	97.4	63.2
	青 森	1,130	186,000	91.1	1,450	238,000	71.0	1,029	98.2	61.9
	長 崎	1,150	188,000	89.7	1,470	241,000	70.1	1,031	98.7	65.2
	鹿 児 島	1,100	181,000	93.3	1,410	232,000	72.8	1,026	95.8	60.1
	熊 本	1,160	190,000	89.1	1,480	242,000	69.9	1,034	98.9	67.1
	高 知	1,150	189,000	89.0	1,480	242,000	69.1	1,023	99.5	63.9
	宮 崎	1,120	183,000	91.3	1,430	234,000	71.5	1,023	96.7	61.5
	沖 縄	1,190	195,000	86.0	1,510	248,000	67.7	1,023	100.0	74.0
	岩 手	1,150	189,000	89.7	1,480	242,000	69.7	1,031	99.3	65.3
	秋 田	1,140	187,000	90.4	1,460	239,000	70.6	1,031	98.5	62.9

*1 ①と③は、それぞれ月額である②と④を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の所定内実労働時間数全国平均の直近3年平均で除し、10円未満は四捨五入

*2 さいたま市のリビングウェイジ(成人単身)を住居費と住居費以外に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出

*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局, 2024)の「家賃を除く総合」指数から算出

*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局, 2023)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出

令和 8 年 8 月 3 日

沖縄地方最低賃金審議会
 沖縄県最低賃金専門部会
 部会長 上江洲 純子 殿

沖縄地方最低賃金審議会
 沖縄県最低賃金専門部会
 使用者側委員

令和 8 年度 沖縄地方最低賃金 使用者側委員の額の提示について

1 最低賃金審議に当たって留意すべき事項

最賃審議に当たっては、最低賃金法第 9 条第 2 項で定める最賃決定の 3 要素（生計費、賃金、通常の事業の支払い能力）を各種統計資料からの的確に読取り、3 要素を考慮して行うことが基本である。

使用者側としては、法定 3 要素の内、「通常の事業の賃金支払能力」に着目することを基本的な考えとして、各種統計等に基づく調査審議を行うため、中小企業の賃金引上げの実態を示し、最賃決定の 3 要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の第 4 表を重視する必要があると考えている。その中でも、客観的なデータである第 4 表①（或いは②）を用いることが適当である。

また、今回の中央最低賃金審議会が目安額どおりに 56 円を引き上げた場合、令和 8 年度最低賃金基礎調査結果の業種毎のデータ表で確認すると、全業種の平均の影響率は 25.4% の高い値を示している。

業種別にみると、小売業、食料品製造業が 40% を超え、3 業種が 30% 超えとなるなどかなり高い状況となっている。

規模別に見た場合、60% を超える業種もあり、最賃引上に当たってはこれらの業種の事業者にあつた影響を慎重かつ十分に検討する必要がある。

さらに、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業にとっては、賃上げの原資を確保するために、原材料や労務費等のコスト増加分の十分な価格転嫁が必要であるが、規模、業種によっては堅調・好調な企業がある一方、物価高や最低賃金を含む人件費の高騰分を十分に価格転嫁できていない企業もあり、特に小規模事業者の厳しい状況に配慮する必要がある。

目安額（56円）どおりの引上げとなった場合の影響率
 （影響率の高い業種）

業 種	合 計	規 模 別	
		1～9人	10～29人
小売業	44.8%	30.0%	57.6%
食料品製造業	43.2%	46.4%	60.3%
窯業・土石製品製造業	39.3%	20.0%	64.3%
洗濯・理容・浴場業	37.8%	47.5%	8.3%
飲食店	34.5%	33.0%	36.0%
全業種	25.4%	23.7%	28.4%

2 令和8年沖縄地方最低賃金引上げ額の提示

沖縄地域の経済・雇用の実態からすると、人手不足の状況が続いていることから、賃金を引き上げる環境にあると考えるが、高い水準の賃金引上げが続いていること、また、中小企業の多い沖縄では、価格転嫁力が弱いこともあって、昨年を目安額よりも減ったものの高い水準の目安額となった56円（5.5%）を引き上げる状況にはないと考えている。

このため、最賃決定の3要素を総合的に表している**賃金改定状況調査結果第4表のCランクの伸び率である3.4%、35円を引上げ、沖縄県の最低賃金を1,058円とする**ことを使用者側として提示する。

① 令和7年沖縄地方最低賃金額 1,023円

② 引上げ率 3.4%

※ ①×② = 1,023円×3.4% = 34.78円 ÷ **35円(引上額)**

3 発効日について

(1) 指定日発効となった昨年の評価

昨年の最賃改定に伴う沖縄県の発効日は、12月1日であった。

昨年度は、各地方審議会の複数の県において、指定日発効となっているが、企業にとっては、賃金原資の確保や給与規程の見直し、就業調整への対応等への観点から一定の意義があったと考えている。

(2) 事業場視察及び参考人の発効日についての意見

事業場視察では、発効日については、4月が望ましいとする声がある一方で、10月発効が望ましいとの意見もあった。当該事業場が8月決算という特殊な決算期であることを考慮する必要があると考えている。

また、「業態や契約形態によって取引先との契約更新時期が異なることから発効時期については、一概には言えない」ものではあるが、使側委員としては、多くの企業の決算期が3月決算或いは12月決算（大規模小売業は2月決算）であることを踏まえると、発効日は、4月或いは1月とすることが適当であると考えている。

使用者側参考人は、最賃改定後の労務費上昇に伴う経営面への影響と価格転嫁の問題点として、以下の事項を挙げている。

① 官公庁の業務委託入札において、人件費等の増加額を適正なサービス価格へ転嫁できるかが最重要課題（年度途中の契約変更には応じてもらえないのが実態）

予定価格の60%を割る契約もあるなど、最低制限価格の設定などに課題があり、全ての官公庁における「最低制限価格の設定」を求めるとともに、公共工事の算定方法に準じた「適切な水準の最低制限価格の設定」を求める。

② 労働集約型産業である業界において、パート社員の割合が高く、最低賃金水準で就労しているが、（最賃改定に伴う）時給単価の引上げが、年収制限を超えないための「就労時間の抑制・調整」（いわゆる年収の壁問題）が相次ぎ、現場の労働力確保（雇用難との二重苦）に苦慮している。

以上のことなどから、最低賃金改定は「8月末までに決定し、翌年4月から適用」するスケジュールの変更を求めるとの要望があったところである。

(3) 今年の発効日についての要望

今年の最低賃金の発効日については、以下の理由により、1月以降の発効を要望する。

- ① 8週間程度では、賃金引上げを行うことができても、賃上げに伴う人件費の増を、価格へ転嫁するための準備期間としては足りず、価格へ転嫁するまでの間、当該人件費上昇分が赤字要因となること。
- ② これまで附帯決議でも記述した公契約については、県の契約条項の改善が行われているものの、実態としては、年度中途の最賃改定に伴う契約の改定がほとんど行われていない状況にある。このため、新年度の予算措置があるまで、旧価格での契約を継続せざるを得ず、最賃改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となっている。
- ③ 最賃改定が10月～12月に行われても、社会保険に加入していない非正規職員については、特に年末に集中して、「年収(130万円)の(社会保険の壁)」を踏まえた就業調整が行われ、年末の繁忙期であっても人手不足に拍車がかかり、業務に支障を来すこと。
- ④ また、月の中途の最賃改定があっても、給与システムの改定の事務上の手続きから、1日付けで改定せざるを得ない状況にあることから、発効日は月の中途ではなく、月初めの1日とすることが必要である。
- ⑤ 最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的・時間的余裕のない中小企業・小規模事業者が増加している状況にあるが、最賃の結審から発効までの期間が8週間程度ではその対応が困難であること。
- ⑥ 最低賃金の大幅な引上げは、最賃近傍階層だけでなく、中堅クラスの階層なども含めて賃金テーブル全体の見直しを行う必要がある。このため、引上げのための調整期間や、給与規程の改正などの諸手続きのための必要かつ十分な期間を確保する必要があること。

4 採決の方法について

昨年の審議においては、引上げ額と発効日をセットにした採決が行われているが、そもそも、最低賃金法上では、地域別最低賃金額の決定原則（第9条第2項）と発効時期の規定（第14条第2項）が明確に分かれているところである。

このため、引上げ額についてしっかり議論した上で、引上げを着実に実行できる発効日のあり方を議論するためにも、今年の審議においては、引上げ額と発効日については、分けて採決を行うことを要望する。

「主要統計資料」における都道府県別数値の有無のまとめ ※赤字の項目は都道府県別のデータがあるもの

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率
 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数
 ... 1
 ... 2
- 2 有効求人倍率、完全失業率の推移
 (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)
 (2) 性・年齢別完全失業率の推移 (全国、暦年・月)
 ... 3
 ... 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 (1) 賃金
 イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月)
 ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5～29人)、暦年・月)
 ハ 初任給額、上昇額等の推移 (年度、学歴別)
 (2) 賃金・労働時間
 イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5～29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別 (10人以上・10～99人・5～9人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5～29人)))
 ... 5
 ... 6
 ... 7
 ... 8
 ... 9
 ... 10
 ... 11
- 4 春季賃上げ妥結状況等
 (1) 春季賃上げ妥結状況 (2026年) 等 (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)、日商)
 (2) 賃上げ額・率の推移
 イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (2025年)
 ... 12
 ... 13
- 5 夏季賞与・一時金妥結状況 (連合、経団連)
 ... 14
- 6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)
 ... 15
- 7 1月あたりの消費支出額の推移 (暦年)
 ... 16

8	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	・・・17
9	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	・・・18
10	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	（1）一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	（2）短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・20
	（3）毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計、事業所規模5人以上）	・・・21
11	企業の業況判断及び収益	
	（1）日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、四半期）	・・・22
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・23
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・23
	（2）法人企業統計による企業収益①（資本金規模別、年度）	・・・26
	法人企業統計による企業収益②（資本金規模別、四半期）	・・・27
	（3）中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、四半期）	・・・28
12	労働生産性	
	（1）法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・30
	（2）就業1時間当たり名目労働生産性の推移（暦年）	・・・32
II 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・33
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・34
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・35
4	賃金・労働時間の実情と推移	
	（1）賃金	
	イ 定期給与の推移〔事業所規模5人以上〕（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・36
	ロ パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	・・・37

ハ	パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額	・・・38
(2)	労働時間	
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移〔調査産業計、事業所規模5人以上〕 (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別(暦年))	・・・39
5	消費者物価指数等の推移	
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移(ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・40
(2)	消費者物価地域差指数の推移①(ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年) 消費者物価地域差指数の推移②(ランク別・都道府県下全域、暦年)	・・・41 ・・・42
6	消費支出額の推移	
(1)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯、暦年)	・・・43
(2)	1月あたりの消費支出額の推移(総世帯のうち勤労者世帯、暦年)	・・・44
7	労働者数等の推移	
(1)	常用労働者数〔事業所規模5人以上〕(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・45
(2)	雇用保険の被保険者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・46
(3)	就業者数(ランク別・都道府県別・暦年)	・・・47
Ⅲ 業務統計資料編		
1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	2025年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額(引上げ額・率)・採決状況等)	・・・48
(2)	目安と改定額との関係の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・49
(3)	効力発生年月日の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・50
(4)	加重平均額と引上げ率の推移(全国・ランク別、年度)	・・・51
(5)	最高額と最低額及び格差の推移(最高額・最低額・格差、年度)	・・・52
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移(ランク別・都道府県別、年度)	・・・53
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移(全国計、暦年、法違反の状況等)	・・・54
(2)	業種別法違反の状況(2026年1月～3月、全国計)	・・・55

「足下の経済状況等に関する補足資料」に関する小委員会資料における都道府県別数値の有無のまとめ

ページ	表題	有無	所在地	備考
1	足下の経済状況等に関する補足資料			
2	内閣府「月例経済報告」における日本経済の基調判断	×		
3	連合 春季賃上げ要綱状況	×		
4	経団連 春季賃上げ要綱状況	×		
5	雇用人員判断D1の推移	×		
6	7月タイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較	×		
7	7月タイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較（時系列・国際比較）	×		
8	8諸外国の最低賃金制度（適用除外、減額措置）	×		
9	欧州連合（EU）の最低賃金に関する指令（2022年10月成立）	×		
10	労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合	○	厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を用いた労働基準局賃金課による独自集計	希望のあった地員・労働局に対して当該県分について提供可能
11	地域別の状況			
12	12「ランク別完全失業率」の推移	○	総務省「労働力調査」都道府県別完全失業率（モジュール推計値）	同資料45ページが対応
13	13「ランク別有効求人倍率」の推移	○	厚生労働省「職業安定業務統計」	同資料46ページが対応
14	14「ランク別新規求人数の水準」の推移	○	厚生労働省「職業安定業務統計」	各月の新規求人数（季節調整値）を使用
15	15「産業別の状況」			
16	16「主な産業の売上高経常利益率」の推移	×		
17	17（参考）売上高経常利益率の推移（詳細）	×		
18	18「日銀短観による主な産業の業況判断D1」の推移	×		
19	19「国内企業物価指数（前年同月比）」の推移	×		
20	20「輸入物価指数（円ベース・前年同月比）」の推移	×		
21	21「消費者物価の動向」			
22	22「消費者物価指数」の指標			
23	23「消費者物価指数」の推移（対前年同月比）	○	総務省「消費者物価指数」	4指標もあり
24	24「消費者物価指数」の「持家の附属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移	×		個別の項目の指標はあるが寄与度分析はなし
25	25「消費者物価指数」の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移	×		
26	26「消費者物価指数」の「購入頻度階級別指数」の推移	×		
27	27「2025年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移」	○	総務省「消費者物価指数」	※「持家の附属家賃を除く総合」、「食料」はあるが、「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」及び「基礎的支出項目」の値はないことに留意
28	28「消費者物価指数の対前年上昇率の推移」	○	総務省「消費者物価指数」	※「持家の附属家賃を除く総合」、「食料」はあるが、「頻繁に購入」、「1か月に1回程度購入」及び「基礎的支出項目」の値はないことに留意
29	29「消費者物価指数」の「頻繁に購入する品目」及び「1か月に1回程度購入する品目」			
30	30「消費者物価指数に対するガソリンの暫定税率廃止及び政策による効果の寄与度（試算値）」の推移	×		
31	31「エンゲル係数の推移」	○	総務省「家計調査」	※「総世帯」、「総世帯のうち勤労者世帯」はあるが、それぞれの世帯収入第1～10分位別の値はないことに留意
32	32「倒産の動向」			
33	33「倒産件数（実数）」の推移	○	東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」	
34	34「原因別倒産状況」の推移	×		
35	35「物価高倒産件数」の推移	×		
36	36「要因別で見た人手不足関連倒産の推移」	×		
37	37「2025年度全国加重平均G6円引上げ後の状況」			
38	38「最低賃金の影響率」の推移	○	第2回目安小委員会 資料No.3「地域別最低賃金額、未満率及び影響率」	
39	39「完全失業率」	○	総務省「労働力調査」都道府県別完全失業率（モジュール推計値）	同資料45ページが対応
40	40「有効求人倍率（季節調整値）」	○	厚生労働省「職業安定業務統計」	同資料46ページが対応
41	41「雇用保険 被保険者数（前年同月比）」	○	厚生労働省「雇用保険事業統計」	同資料47ページが対応
42	42「雇用保険 事業主都合資格喪失者数（原数値）」	○	厚生労働省「雇用保険事業統計」	前年同月比は同資料48ページが対応
43	43「雇用保険 適用事業所数（前年同月比）」	○	厚生労働省「雇用保険事業統計」	同資料49ページが対応
44	44「倒産に関する状況」	○	東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」	倒産件数、負債総額もあり
45	45「完全失業率」	○	総務省「労働力調査」都道府県別完全失業率（モジュール推計値）	
46	46「有効求人倍率（季節調整値）」	○	厚生労働省「職業安定業務統計」	
47	47「雇用保険 被保険者数（前年同月比）」	○	厚生労働省「雇用保険事業統計」	
48	48「雇用保険 事業主都合資格喪失者数（前年同月比）」	○	厚生労働省「雇用保険事業統計」	
49	49「雇用保険 適用事業所数（前年同月比）」	○	厚生労働省「雇用保険事業統計」	
50	50「賃金構造基本統計調査」を用いた分析			
51	51「最賃近傍雇用者構成比（2025年）」	○		未作成（本省賃金課で独自集計は可能）
52	52「就業形態、男女、年齢階級別影響率と労働者構成比」	○		未作成（本省賃金課で独自集計は可能）
53	53「産業（大分類）別影響率と労働者構成比（2025年）」	○		未作成（本省賃金課で独自集計は可能）
54	54「時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（一般労働者）」	○		未作成（本省賃金課で独自集計は可能）
55	55「時間当たり所定内給与額と最低賃金額との差の分布（短時間労働者労働者）」	○		未作成（本省賃金課で独自集計は可能）

以下、省略

第2回目安に関する小委員会資料における都道府県別数値の有無のまとめ

資料No.	表題	有無	所在地	備考
2	令和8年賃金改定状況調査結果	×		
3	生活保護と最低賃金	○		都道府県労働局へは別途提供済み
4	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	○		
5	賃金分布に関する資料	○		
6	最新の経済指標の動向	×		

「委員からの追加要望資料」における都道府県別数値の有無のまとめ

ページ	表題	有無	所在地	備考
第2回目安小委員会				
5	国内企業物価指数（前年同月比）の推移	×		
28	法人企業統計による資本金規模別労働分配率	×		
第3回目安小委員会				
2	消費者物価指数の対前年上昇率の推移	○	総務省「消費者物価指数」	※「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」はあるが、「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」及び「基礎的支出項目」の値はないことに留意
3	2025年7月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移	○	総務省「消費者物価指数」	
4	法人企業統計でみた労働生産性の推移	×		
5	法人企業統計による内部留保	×		
6	法人企業統計による現金・預金	×		
7	国内企業物価指数（前年同月比）の推移	×		
第5回目安小委員会				
2	消費者物価指数の対前年上昇率の推移	○	総務省「消費者物価指数」	※「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」はあるが、「頻繁に購入」、「1 か月に1 回程度購入」及び「基礎的支出項目」の値はないことに留意
3	2025年7月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移	○	総務省「消費者物価指数」	